令和８年（フ）第６３３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―1301号
債務者　吉田あすか
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６８号
兵庫県たつの市龍野町堂本377番地　ヴァルトＡ－３
債務者　中野　真輔
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第１３４号
鳥取県鳥取市秋里1214―２グリュック秋里202、住民票上の住所鳥取県鳥取市湖山町北５丁目208番地
債務者　濵田　陽介
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３６号
鳥取県鳥取市国府町宮下1136番地　クレストールＳ・Ｓ・Ｋ　Ｉ　202
債務者　田中なおみ
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６４号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目17番30号　県住１―205号
債務者　相見　武志
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１７０号
鳥取県境港市渡町2814番地２
債務者　粟井めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１７３号
鳥取県米子市東福原１丁目５番11―303号
債務者　椿　　祐一
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１７６号
鳥取県米子市安倍861番地１　ビレッジハウス４―109号
債務者　佐藤　彰宏
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１０８号
広島県呉市広町田２丁目７番３号
債務者　益岡　由弥子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２５９号
広島県福山市引野町五丁目３番15―601号　健生館
債務者　梅木　敏子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２７２号
広島県福山市西町一丁目８番10―901号
債務者　元木　真友
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３４３号
愛媛県松山市小坂５丁目16番７号　Ｍプラネット101号
債務者　一色　　茜
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６号
愛媛県八幡浜市14番地　丸二ビル301号室、旧住所大阪府大阪市住之江区粉浜２―10―８グリーンハイツ粉浜405
債務者　木下　広行
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第１０６号
愛媛県四国中央市三島朝日３丁目１番35号　マンション井原　208号
債務者　大﨑　勇児
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４９８号
熊本市中央区黒髪１丁目14番24号　古閑ハイツ105号室
債務者　福本　　泉
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５６４号
熊本市東区健軍本町15番16号
債務者　井手　優介
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８１号
熊本市中央区帯山４丁目20番32号　206
債務者　伏谷　重紀
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係